

に、立春・雨水・啓蟄・春分・清明・穀雨・立夏・小滿・芒種・夏至・小暑・大暑・立秋・處暑・白露・秋分・寒露・霜降・立冬・小雪・大雪・冬至・小寒・大寒の二十四節季及び各節季の中間に於いて、一年四十八回の伸縮を爲さしめる。即ち冬至前四日目からは冬至の刻法を用ひ、冬至後四日目からは小寒の刻法に従ひ、小寒前四日目からは小寒の刻法に従ふの類である。今冬至・春秋分・夏至の三節季に於ける一日中の刻分と辰とを擧げれば左の如くである。

	冬至	春分	秋分	夏至
日出刻分	三〇〇〇〇	二五〇〇〇	一九七七一	一三九〇五
日入刻分	六九七七一	七五〇〇〇	八〇二〇二	八五九〇五
日出入畫刻分	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇
日入夜刻分	二〇四六六	二〇四六六	二〇四六六	二〇四六六
晨刻分	二五〇〇〇	二〇四六六	一三九〇五	七二九九〇
昏刻分	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇
晨昏畫刻分	五〇〇〇〇	四〇四八三	二七〇一〇	一三九〇五
晝半辰法	三八四六六	四一四六六	五五五三三	五五五三三
晝半辰法	三八四六六	三二一四三	二二三八八	二二三八八
夜半辰法	二五〇〇〇	二〇四六六	一三九〇五	七二九九〇
六ツ(辰)	三三六九三	二九三九七	二五〇〇〇	二〇四六六
五ツ(辰)	四〇三六〇	三六〇六四	三二一四三	二七〇一〇
四ツ(巳)	四七〇二七	四二七三〇	三九〇一〇	三三六九三
三ツ(午)	五三六九四	四九三九七	四五八七七	四〇三六〇
二ツ(未)	六〇三六一	五六〇六四	五二七三〇	四七〇二七
一ツ(申)	六七〇二八	六二七三〇	五九六六三	五三六九四
餘	七三六八五	六九三九七	六六六三〇	六二七三〇
六ツ(酉)	八〇三五二	七六〇六四	八三〇一〇	七八六九三
五ツ(戌)	八七〇一九	八二七三〇	八九三六三	八五八七七
四ツ(亥)	九三七八六	八九三九七	九五八一〇	九二七三〇
三ツ(子)	一〇〇四五三	九六〇六四	一〇二四六三	九九六六三

八ツ(丑) 五七九二 四三二〇 三〇二六
七ツ(寅) 一三四六五 二〇九九一 七四八四
餘 二二五三六 七三三七 二二七三三

前記刻分秒といふは、一日を百刻とし、一刻を百分とし、一分を百秒とするもので、夜半零刻から數へ初める。日出と日入とは太陽の中心が水平線を出入する刻分で、日入刻分から日出刻分を減じたものを日出入畫刻分とし、日出刻分から日入刻分を減じたものを日入夜刻分とする。但し後者に在つては、夜半の零刻を過ぐるが故に、日出刻分に百刻を加へた後、日入刻分を減ずるのである。又晨とは太陽の水平線下一三度四十一分五十秒(この分秒は六十分法に於いて)の位置にある時を指し、昏も亦日没後同位置に在る時をいふ。故に昏刻分から晨刻分を減じたものは晨昏畫刻分で、朝夕の薄明をも含むものであり、晨刻分に百刻を加へて昏刻分を減ずるときは晨昏夜刻分である。晝半辰法は晨昏畫刻分を十三除した値で、晨六つ以後晝半辰法の二倍を加へて、順次に五つ・四つ・九つ・八つ・七つ・餘を得、餘に晝半辰法を加へたものは昏六つである。昏六つ以後夜半辰法の二倍を加へて、順次に五つ・四つ・九つ・八つ・七つ・餘を得、餘に夜半辰法を加へて晨六つとする。かくの如く晨昏間及び昏晨間を各十三分したものを半辰とするが故に、之を十三割の法といふのである。しかし、かうした割方は後に遠藤高璟が推算し、文政八年五月六日以降之に據つたもので、古來實際時鐘を報ずるには、鐘撞足輕の家傳の法に據つたのである。(一)十二割—文政六年前田齊廣の別に竹澤御殿に時鐘を置いた時、遠藤高璟は從來の十三

割を不便なりとして、餘時を廢し、晝夜を各十二割とし、その毎二を一辰としする法を初め、之を正時刻と稱した。但しその晝と夜とは尚日出日没によらず、藩命に依つて冬至に於いて晝五十刻夜五十刻とする晨昏の舊法に則つたから、單に十三割を十二割に改め、午刻を日中に、子刻を夜半に一致せしめたに過ぎず、一年四十八回に時辰を變ずることも尚舊に依つたのである。十二割法は、文政六年八月四日朝六つから實施したが、時人は之を喜ばなかつたので、齊廣の卒後七年十二月廿八日からまたもとの十三割に復した。

(二)西洋時法—明治二年五月八日から、藩侯前田慶寧は、西洋の時辰法に従つて、午前午後各一時から十二時に至るまでに區分することとした。『時』は初め多く『字』の文字を用ひ、明治三年の頃は尙字と時との文字を混用した。

トキワリホウヒカク 時割法比較 一冊。

遠藤高璟著。初め加賀藩は一日十三割の法を用ひたが、高璟は十二割の法を研究した。この書はその新舊二法を比較したものである。

トクウンジ 徳雲寺 鹿島郡三階(今西三階)に在つて、曹洞宗に屬する。正長三年雲

滯留興これを羽咋郡徳田に起し、得田氏の菩提所であつたが、萬治元年七尾に移り、後安永三年惠眼寺の僧嚴梅院を中興として、更に之を今の地に轉せしめた。

トクエイジ 徳榮寺 金澤新壁町に在つて、眞宗東派に屬する。初め之を茶屋町に建て、元和七年今の地に移つたといふ。俗に土藏御坊と稱する。

トクエスエカズ 得江委員 通稱石王丸。

八郎次郎。九郎頼員の子であらう。羽咋郡志雄保の領主であつた。正平五年(觀應元)幼なるを以て長野彦五郎季光を陣代として、守護桃井兵部大輔義綱に従つて、越中の敵桃井兵庫助直信と戦はしめ、翌正平六年(觀應二)正月十一日義綱から感状を受け、同年七月には長野左衛門四郎光信を遣はして、足利尊氏・義詮の軍に従はしめ、同年九月又長野彦三郎家光を出して守護吉見三河守氏頼の鹿島郡三引保赤藏寺に後詰せしめた。後正平廿四年(應安二)十二月得江八郎次郎季員の軍忠狀には、四月廿八日から六月一日まで、能登部城に於いて自ら吉見伊豫入道頼顯に屬して戦ひ、八月吉見氏頼の南向を迎へ、吉見左馬助に屬して、加賀平岡野・宮腰・大野・宇多須山・松根に敵を討ち、次いで越中に轉戦したこと載せてある。

トクエモンジヨ 得江文書 ↓キユウコホ

クテヨウロク 汲古北徴錄。

トクエヨリカズ 得江頼員 九郎。能登の

士。興國元年(曆應三)八月守護吉見大藏大輔頼隆に屬して、宮方の土畑時能の據つた越前三國湊千手寺城を、十月畑城及び糸崎城を陥れて名を成し、二年(曆應四)三月宮方から誘はれたが應じなかつた。次いで六年(康永四)八月得江九郎頼員の軍忠狀に、同年三月頼隆に屬して、越中の井上宮内權少輔俊清を討つ爲發向し、所々に轉戦したといひ、正平元年(貞和二)五月同軍忠狀には、吉見掃部助氏頼に従つて、井上俊清等の據つた羽咋郡富來院木尾嶽城を攻め、五月四日之を陥れたことを載せる。この年(白鹿二)四月頼員はまた宮方から招かれてゐる。